

公 告

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和8年8月19日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する調達の内容

- 1 入札の件名
奈良県災害廃棄物対策教育・訓練実施業務
- 2 業務内容
入札説明書及び仕様書のとおり。
- 3 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日

第2 入札方法

- 1 入札は、奈良県物品・役務電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行います。（「奈良県物品・役務電子入札等システム ポータルサイト」
<https://www.pref.nara.jp/26215.htm>から確認できます。）
- 2 郵便入札の可否 否
- 3 その他詳細は、入札説明書によります。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から8までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 2 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例に

よることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。

4 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。

5 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなすこと。

6 「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」（平成 7 年奈良県告示 425 号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目が「Q7（諸サービス）」に登録している者であること。

7 国または地方公共団体と過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）に「県・市町村等職員を対象にした災害廃棄物に関する教育・訓練または防災に関する教育・訓練」業務の履行実績を有していること。

8 電子入札システムへの利用者登録が完了している者であること。

第 4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第 3 に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第 5 の 2 で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行うとともに、入札説明書 4 で示す書類を奈良県環境森林部廃棄物対策課一般廃棄物係（第 6 の 1 で示す場所）に提出しなければなりません。

第 5 入札日程

1 入札説明会の日時及び場所
実施しません

2 競争入札参加資格確認申請

令和8年9月8日（火曜日）午後5時まで

3 入札書の提出（電子入札システムへの入力のみ）

令和8年9月15日（火曜日）正午まで

4 開札（電子入札システムによる開札）

令和8年9月15日（火曜日）午後1時から

5 その他詳細は、入札説明書によります。

第6 問い合わせ先

1 入札手続等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所

〒630—8501 奈良県奈良市登大路町30
奈良県 環境森林部 廃棄物対策課 一般廃棄物係
電話番号（直通）：0742—27—8746

2 電子入札システムの操作に関すること

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号：0570—021—777

（平日：午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。））

E m a i l : s y s - e - c y d e e n a s p h e l p . r x @ m l . h i t a
c h i - s y s t e m s . c o m

第7 その他

1 入札保証金

入札金額（再入札の場合にあつては最初の入札の入札金額）の百分の五に相当する額以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する者である場合においては、入札保証金の全部の納付を免除する。

- （1） 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者
- （2） 第4の審査により資格を有する者で、過去二年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるもの。

2 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- （1） 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札
- （2） この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札

- (3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカード（以下「ICカード」という。）等を不正に使用して行った入札
- (4) ICカードの登録内容に変更が生じているにもかかわらず、変更前のICカードを使用した者のした入札
- (5) 入札及び契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された入札
- (6) 事前の承諾なく、入札書を紙面等により提出した入札
- (7) コンピュータウイルスに感染したファイル等を添付した入札

3 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

4 契約の解除

契約締結後、契約者について3の（1）から（7）までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察

に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、3の（１）、（３）、（４）及び（５）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

5 その他

- （１） 契約条項等に関することは、第6の1にお問い合わせください。
- （２） その他詳細は、入札説明書、仕様書及び契約書案によります。